所得税の確定申告は自宅でスマホ・パソコンから!

申告会場の受付時間は 午前8時30分から午後4時までです

土曜・日曜・祝日の執務は 行なっていません

申告と納税は期限内に!

所得税及び復興特別所得税・贈与税の 申告・納税は

3月15日(水) まで

個人事業者の消費税及び地方消費税の 申告・納税は

3月31日金 まで

便利で確実な振替納税をご利用ください

【令和4年分の振替日】

所得税及び復興特別所得税 4月24日(月)

消費税及び地方消費税(個人事業者) 4月27日(木)

ホから 催定

スマホの便利機能♪

1 スマホ専用画面

給与所得、雑所得や一時所得がある方など、多く の方がスマホ専用画面をご利用いただけます。

申告書の作成 はこちらから!







スマホでのご利 用はこちらから!



税務職員ふたは

確定申告に関する質問は…

1 チャットボットでの相談

の「税務職員ふたば」がお答えします。

質問を入力いただければ、AIチャットボット

青色申告決算書や収支内訳書か スマホで作成可能に!



電話での相談

e-Tax の使い方 (操作方法など)

申告書の作成に 当たってのご不明な 点など

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901

確定申告テレフォンセンター

(0856) 22-0444 (益田税務署代表電話)

※音声ガイダンス【0】を選択してください

※税務署の確定申告会場で不動産の売却や贈与税の申告相談を希望される方は、担当者が従事している3月1日から3月15日までの火曜日から木曜日にお越しください。

詳しい情報は国税庁ホームページへ

国税庁

検

【問い合わせ先】益田税務署 ☎ 22-0444 (代表)

令和5年4月1日から

自転車ヘルメットの着用が 努力義務化されます

令和5年4月1日から施行される改正道路交通法により、自転車を運転する すべての人は乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければなりません。



益田警察署マスコットキャラクター 「マッキーくん」

ヘルメットで安全をプラス!

自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、約6割が頭部に致命傷
 を負っています。自転車乗用中の交通事故の被害を軽減するためには、 頭部を保護することがとても大切です。

自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を心がけましょう。

★ヘルメットは、あくまで事故の被害を軽減するためのものです。 まずは、交通事故に遭わないために、交通ルールを守りましょう。

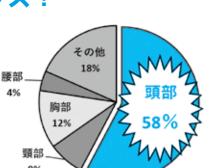
見てね!



羂■ ◆動画でヘルメットの効果を確認してみよう! YouTube

「島根県警察公式チャンネル みこぴーチャンネル」

【問い合わせ先】益田警察署 ☎ 22-0110



自転車乗車中死者の人身損傷部位